

屋外広告物表示（掲出物件設置）許可申請書

備前市長 西岡憲康 殿

年 月 日

申請者	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	電話番号	（ ） -

岡山県屋外広告物条例（昭和41年岡山県条例第29号）第4条（第5条第3項，第5条の2）の規定により，広告物の表示（掲出物件の設置）の許可を受けたいので，次のとおり申請します。

1 表示内容				
2 広告物の種類	3 個 数	個（枚）		
4 表示面積	m ² （ m × m × 面）			
5 表示（設置）場所	6 表示（設置）期間	年 月 日から 年 月 日まで		
7 着工予定年月日	年 月 日	8 完成予定年月日	年 月 日	
9 屋外広告物管理者	住所（所在地）			
	氏名（名称及び代表者の氏名）			
	電話番号	（ ） -		
10 道路占用の有無	11 道路占用の許可	年 月 日 第 号 年 月 日まで		
12 その他	別紙のとおり（はり紙，はり札等、広告旗及び立看板等を除く。）			
13 添付書類	(1) 形状，寸法，材料，構造，照明，意匠及び色彩に関する図面及び仕様書（形態図等） (2) 建築物等との位置関係及び他の広告物の状況が分かる図面（配置図） (3) 設置場所及び周囲の道路，鉄道等の位置関係が分かる図面（案内図） (4) 設置場所が他人の所有又は管理に属するときは，承諾書又は使用許可書の写し（承諾書の写し等）			
注 意 事 項	1 許可申請書は，正副2通を提出すること。 2 印欄は，記入しないこと。 3 はり紙及びはり札等は，見本又は現物を添付すること。 4 はり紙，はり札等、広告旗及び立看板については，表示方法に関する誓約書を提出すること。 5 県外の申請者は，県内に住所を有する屋外広告物管理者を置くこと。			
許 可 通 知 欄	許可年月日	年 月 日		
	許可番号	第 号		
	上記の申請については，次のとおり許可する。 備前市長 西岡憲康 印			
	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	許可条件			

別紙

1 広告物の種類	建物利用広告物（屋上広告物，突出し広告物，壁面広告物，壁面利用懸垂幕，懸垂幕掲出装置） 建物敷地内広告物（広告板，広告塔，垣・塀広告物，広告旗） 野立広告物（広告板，広告塔） 道標・案内図板等（近隣店舗等案内広告，その他の道標・案内図板等） 電柱類広告物（袖付け，巻付け） 標識利用広告物（停留所標識利用広告物，消火栓標識利用広告物） 車体広告物 横断幕 アーチ アドバルーン				
	自家広告 管理広告				
2 地域区分	禁止地域（ 第1種許可地域 第2種許可地域 第3種許可地域	景観モデル地区（ 屋外広告物モデル地区 新幹線・高速道路・有料道路等の沿線区域			
3 用途地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 用途地域外				
4 道路又は鉄道からの距離	(1) 高速道路	（名称）から	m		
	(2) 有料道路	（名称）から	m		
	(3) 道路	（名称）から	m		
		（名称）から	m		
	(4) 新幹線	（名称）から	m		
(5) 鉄道	（名称）から	m			
5 広告物の高さ	m		6 広告物の上端の地上（路面）からの高さ m		
7 1壁面の利用割合限度（壁面広告物，壁面利用懸垂幕及び懸垂幕掲出装置に限る。）	(1) 壁面面積	m ²	8 建築物の広告物の総表示面積の限度（建築物利用広告物に限る。）	(1) 建築物の総壁面面積	m ²
	(2) 総表示面積の限度（(1)×1/2）	m ²		(2) 総表示面積の限度（(1)×1/2）	m ²
	(3) 広告物の既表示面積	m ²		(3) 広告物の既表示面積	m ²
	(4) 今回表示面積	m ²		(4) 今回表示面積	m ²
9 野立広告物の規制	(1)隣接の野立広告物の表示内容及び間隔 m		(2) 道路からの後退距離 m		
10 色彩規制の有無	有・無	11 ネオン管等の有無	ネオン管（点滅） 蛍光塗料 その他の照明（点滅，回転灯）		
12 施工者	住所（所在地）				
	氏名（名称及び代表者の氏名）				
	電話番号	（ ）	（ ）		
	屋外広告業届	岡山県知事 年 月 日号	岡山県知事 年 月 日号		

13 設 計 者	住所（所在地）			
	氏 名			
	電 話 番 号	（ ） -		
	資 格	（ ）級建築士 （ ）登録 第 号		
14 建築基準法の の 工 作 物 の 確 認	年 月 日 第 号	15 道路交通法 の 道 路 使 用 の 許 可	年 月 日 第 号	
16 岡山県景観 条 例 の 出 届	年 月 日 第 号	17 その他の法 令による許 可，届出等		
注 意 事 項	<p>1 所定の欄を記入の上，該当事項を で囲むこと。</p> <p>2 「 8 建築物の広告物の総表示面積の限度の(1) 建築物の総壁面面積」の欄は，壁面のうち地上から51メートルまでの高さの壁面の合計面積を記入すること。</p> <p>3 広告物の種類に応じ，添付する図面には，次の事項が必ず明示されていること。</p> <p>(1) 色彩に関する許可基準が適用される広告物 使用する色のマンセル値又は社団法人日本塗料工業会発行の塗料用標準色見本帳の色票番号 の数値が不明の場合は，色見本を添付すること。</p> <p>(2) 建物利用広告物 表示又は設置を行う建築物の高さ及び壁面の寸法 既存の広告物の表示内容，位置及び寸法</p> <p>(3) 野立広告物 付近の道路との位置関係及び距離 隣接の野立広告物の表示内容，位置関係及び間隔</p>			